

現在の「国民健康保険被保険者証」の有効期限は3月31日です。新しい被保険者証（桃色）を、3月中旬に世帯主あてに送付します。

学生で被保険者証を持っている世帯や遠隔地による被保険者証の交付を受けている世帯で、引き続き（学・遠）の被保険者証が必要な人は、4月より再度窓口で手続きをしてください。

#### 【(学・遠)証の手続きに必要なもの】

- ・新しい国民健康保険被保険者証
- ・印かん
- ・在学証明書（平成29年4月1日以降発行のもの）または学生証の写し（有効期限明記のもの）
- ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの

#### 【注意事項】

新しい被保険者証との切り替え手続きをしないと、4月1日から保険診療が受けられなくなり、医療費は全額自己負担となります。注意してください。

国民健康保険被保険者証は、個人情報に記載された大切なものです。住民登録している住所以外には送付できません。

#### ●退職・就職した人へ。国保の加入・脱退には届出が必要です

日本では、必ず医療保険に加入することになっています（国民皆保険制度）。

職場の健康保険の被保険者・被扶養者でない人は、現在住んでいる市区町村の国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。国保加入の届出を忘れて未保険になっていませんか。

※未保険だとすべて自己負担に

国保加入の届出をしないと未保険の状態となり、病院の診療を受けるとき、医療費がすべて自己負担になります。

人は、いつ大きな病気やけがをするかわかりません。すべての人が安心して医療を受けられるよう、国保加入の届出を必ず行ってください。

国保加入の届出が遅れた場合も、届出した月からではなく資格を得た月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。今まで国保に加入していた人で、職場の社会保険やその扶養に認定された人は、国保の資格をなくするための手続きが必要です。

手続きをしないと保険の二重加入となり、社会保険料・国保税の両方がかかります。

#### 【国保加入の届出に必要なもの】

- ・印かん
- ・同じ世帯に国民健康保険の人がいる場合、その国民健康保険証
- ・健康保険資格喪失証明書
- ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの

#### 【国保喪失の届出に必要なもの】

- ・印かん（認印）
- ・国民健康保険証
- ・新たにできた社会保険証
- ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの

## ●国民健康保険のお手続きには、原則としてマイナンバー（個人番号）が必要となります。

国民健康保険の手続きでは、原則として平成 28 年 1 月 1 日からマイナンバーが必要となっています。窓口にお越しいただく際には、『通知カードなどのマイナンバーが確認できる書類』※と『運転免許証などの本人確認書類』をお持ちください。

※マイナンバー確認書類は下記のいずれかが必要です。

- ・個人番号カード
- ・通知カード
- ・マイナンバーが記載された住民票の写し など

## ●平成 29 年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の特別徴収が始まります

平成 20 年度より、原則、国民健康保険加入者全員が 65 歳以上の世帯について、世帯主の年金から、後期高齢者医療加入者については、本人の年金から年間 6 回、国民健康保険税もしくは、後期高齢者医療保険料が年金天引き（特別徴収）されることになっています。

4 月上旬～中旬に、4～8 月の天引き額を知らせる仮徴収額決定通知書を送りますので確認してください。

現在すでに年金天引きされている人については、2 月に天引きされた額と同額が天引きされます。なお、口座振替に変更することで年金天引きを中止することも可能です（※ただし、手続きには 2 ヶ月程度要します。）

お問合せ

東峰村役場小石原庁舎 保健福祉課（電話：74-2311）

### 保健福祉課

## ◆平成 29 年度手話講座受講生募集

身振りや表情、手話をつかってあなたの想いを伝えよう！

### 手話奉仕員養成講座 ～入門編・基礎編～

- 対象者…朝倉市郡内に在住または通勤通学している方（高校生以上）
- 期 日…平成 29 年 5 月 10 日～平成 30 年 3 月 14 日まで  
（毎週水曜日及び偶数月第 3 金曜日／全 46 回）
- 時 間…19～21 時
- 場 所…ピーポート甘木 視聴覚室
- 定 員…5 名
- 参加費…無料（ただしテキスト代自己負担）
- テキスト代…3,240 円（入門編・基礎編共通テキスト）
- 申込締切…平成 29 年 3 月 31 日（金）まで
- 問い合わせ・申込先：東峰村役場 保健福祉課（電話 0946-72-2311）



◆狂犬病予防注射のお知らせ

犬を飼う場合は、生涯1回の登録と、狂犬病予防法に基づき、予防注射が飼い主に義務付けられています。生後91日以上の子犬は必ず年1回の予防注射を受けて下さい。

村では、下記のとおり狂犬病の集団予防注射を実施しますので、4月配布の村からのお知らせチラシで確認の上最寄りの会場で済ませて下さい。

なお、飼い犬が病気や体調不良の場合は、かかり付けの獣医師等にご相談の上、注射を行って下さい。

また、下記のようなときは必ず市町村に届け出ることが義務付けられています。

- ・犬が死亡したとき
- ・他人に犬を譲ったとき
- ・飼い主が転居するとき
- ・犬の飼育場所が変わったとき



■集団予防注射の日程

- ・第1次 平成29年4月20日(木)

小石原公民館	9:30 ~ 9:50	宝珠山庁舎	10:30 ~ 10:55
鼓の里第2駐車場	10:05 ~ 10:20	筑前岩屋駅	11:15 ~ 11:35

- ・第2次 平成29年5月15日(月)

小石原公民館	13:15 ~ 13:35	宝珠山庁舎	14:00 ~ 14:20
--------	---------------	-------	---------------

■集団予防注射に要する費用

◎料金は釣り銭のいらないように用意して下さい。

	畜犬登録料	注射代	注射済票 交付手数料	計
未登録犬	3,000円	2,600円	550円	6,150円
登録済犬	—	2,600円	550円	3,150円

※動物病院内接種の注射料金は病院へ直接お問い合わせください。

■集団注射会場での注意

- ・3月下旬に送付する、畜犬飼育表(通知書)を持参して下さい。
- ・会場には、犬を制御できる人が連れてきてください。また、犬が首輪から抜けることがありますので、しっかり犬を抑制させてください。
- ・飼い犬の体調などで気になる場合は、集団注射を遠慮して下さい。

お問合せ

東峰村役場小石原庁舎 住民税務課 (電話: 74-2311)

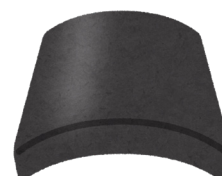
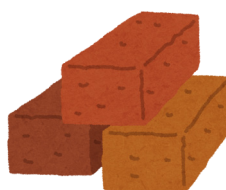
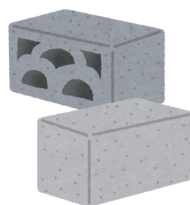
◆甘木・朝倉・三井環境施設組合

「サン・ポート」の受入品目及び処理手数料の改定について

今回サンポートでは直接搬入の受入品目の追加と手数料の改定をします。

1. ブロック・スレート等7品目に係る受入品目と手数料の改定

●受入品目	新たに追加する受入品目は、ブロック、コンクリート、タイル、レンガ、瓦、スレート、石膏ボードの7品目
●受入開始時期	平成29年4月1日から
●処理手数料	150円／10kg（新規）



2. 平成29年度中の料金改定の予定について

今回、処理費用に見合った適切な受益者負担と、周辺自治体との料金水準の均衡を図るために、平成29年10月1日から次のとおり料金を改定します。

区分	処理手数料額			改定時期
	既存単価	新規単価	値上げ幅	
家庭系一般廃棄物	50円／10kg	150円／10kg	100円増	H 29.10.01
事業系一般廃棄物	150円／10kg	150円／10kg	—	—

3. その他

- ・他のごみ（一般廃棄物）とは混載しないで下さい。
- ・ブロック・スレート等7品目の搬入に際しては、事前に村でごみ（一般廃棄物）の確認・チェックを行い、「搬入許可証」を発行します。搬入許可証を持参のうえサンポートに搬入して下さい。
- ・スレート、石膏ボードはビニールで二重に包み飛散防止に努めてください。搬入量は1日当たり40L程度の市販の袋2袋までです。
- ・ブロック、コンクリート、タイル、レンガ、瓦の搬入量は1日当たり軽トラ1台分までです。

※その他、ご不明な点がございましたら住民税務課環境衛生係(74-2311)までお問い合わせください。

お問合せ

東峰村役場小石原庁舎 住民税務課（電話：74-2311）

# 保健師からのお知らせ



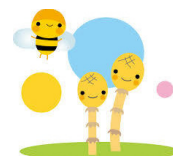
## 忘れていませんか？平成 28 年度定期予防接種

平成 28 年度当初に個別でご案内していましたが定期予防接種については、もうすぐ接種期限が切れます。未だ接種がお済みでない方はお急ぎ下さい。

ワクチン名	MR(麻しん・風しん混合) 2期ワクチン	二種混合(ジフテリア・破傷風) ワクチン	成人用肺炎球菌ワクチン
対象の方	平成 22 年 4 月 2 日～ 平成 23 年 4 月 1 日 生まれのお子さん	平成 16 年 4 月 2 日～ 平成 17 年 4 月 1 日 生まれのお子さん	平成 28 年 4 月 2 日～ 平成 29 年 4 月 1 日の間に 次の年齢に到達される方 65 歳、70 歳、75 歳、 80 歳、85 歳、90 歳、 95 歳、100 歳
接種期限	平成 29 年 3 月 31 日まで		
接種料金	無料		3,000 円
接種機関	福岡県内指定医療機関		①福岡県内指定医療機関 ②日田市指定医療機関
お問い合わせ	東峰村役場 小石原庁舎 保健福祉課 ☎ 0946-74-2311		

## 3 月は自殺対策強化月間です


- 自殺は、「さまざまな悩みが原因で、心理的に追い込まれた末の死」です。
- 悩みを抱えている人のこころのサインに気づいて、支え合うことが大切です。



<こころのサイン～たとえばこんなこと～>

- ・眠れていない。
- ・うつ症状(気分が沈む、やる気が出ない、何をしても楽しめない)がある。
- ・お酒の量が増えた。

深刻な悩みがあるときは、一人で悩まずご相談下さい。詳しくは厚生労働省のホームページへアクセス下さい。

<「うつ」を予防する日常生活>	
食事について 	生活習慣病予防の食事を基本にとること。 ○糖質、脂質、タンパク質、ビタミン、ミネラル、食物繊維などをバランス良く、規則正しくとる。 ○自分の適正エネルギーを知り、適切な量の食事をとる。 ①身長 (m) × 身長 (m) × 22 = 標準体重 ②標準体重 × (25 ~ 30) ※ = 1 日に必要なエネルギー (kcal) ※一日の活動量に応じて選択する。
朝日を浴びるようにする。	目の奥にある体内時計の中枢に朝の光の情報が届くことで体内時計がリセットされます。
運動をする。	ウォーキングをするなど適度に筋肉を動かすことで自律神経のバランスを整え、ストレスを解消することにつながると言われています。 ウォーキングマイレージもぜひ活用下さい！